

令和 8 年 4 月 2 日
(一部修正) 令和 8 年 4 月 6 日

指定障害児通所支援事業所 管理者様
指定障害児入所施設 管理者様

板橋区福祉部障がい政策課

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出について

平素より、板橋区の障がい児（者）福祉にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
板橋区における標記の計画書提出につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 概要

令和8年度（令和8年4月から令和9年3月サービス提供分）において、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合は、計画書の提出が必要となります。

なお、令和7年度以前に計画書を提出されている事業者につきましても、令和8年4月以降に加算を算定しようとする場合には、改めて計画書の提出が必要です。

2 提出期限

令和8年4月15日（水）17時必着

※ 上記の期限は、福祉・介護職員等処遇改善加算を令和8年4月又は5月から算定開始する場合の計画書の提出期限です。

なお、令和8年6月以降算定開始の場合には、算定月の前月15日（休業日の場合は前日）が提出期限となります。

3 提出書類

- ・ 別添の計画書様式（エクセルファイル）を使用して提出してください。
- ・ 計画書の作成にあたっては、計画書様式内の「基本情報入力シート」にある「入力及び提出の流れ」に沿って行ってください。
- ・ 計画書様式内の「参考」シートに加算に関する各要件の記載がありますので、必ずご確認ください。

4 提出方法・提出先

下記①～③のいずれかの方法で期限までにご提出ください。

① 郵送

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区 福祉部 障がい政策課 認定給付・指導係 宛

② メール

宛先：f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp

件名：「処遇改善加算の計画書の提出について（事業所名）」

③ 窓口

板橋区役所本庁舎南館3階24番窓口へご提出ください。

5 留意事項 ※必ずお読みください。

- ① 計画書を作成した担当者の氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス）を必ず記載してください。（不備や確認事項等がある際には、書類作成担当者様宛にご連絡いたします。）
- ② 例年、誤って東京都に計画書を提出されるケースがありますが、誤って提出された計画書につきましても、東京都から板橋区あてに転送されることはありません。
このため、期限内に東京都に提出した場合でも、板橋区への提出とはみなしませんので、提出先が板橋区となっていることを必ずご確認ください。
- ③ 同じ法人で、複数の障害サービスや事業所を運営している場合には、それぞれの所管の担当部署に提出する必要があります。提出先をよくご確認くださいませよう願いたします。
- ④ 計画書とあわせて個人情報を含む書類の提出を行う場合は、事故防止のため、郵送または窓口での提出をお願いします。
- ⑤ 計画書様式の Excel データは編集しないでください。（Excel の各シートの削除、引用式の削除等）

（計画書提出・お問い合わせ先）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
担当：板橋区 福祉部 障がい政策課 認定給付・指導係
TEL：03-3579-2392
Mail：f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp